

# 保育の必要性の認定に関する条例施行規則(改正案)

## (1) 保育の必要性の基準

保育を必要とする事由及び細目			基準指数		
事由	細目		保護者1	保護者2	
①就労	1. 就労 (外勤・自営業)	週5日以上 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	30	30
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	29	29
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	28	28
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	27	27
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	26	26
		週4日以上 週5日未満 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	28	28
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	27	27
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	26	26
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	25	25
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	24	24
		週3日以上 週4日未満 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	26	26
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	25	25
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	24	24
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	23	23
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	22	22
	2. 内職	月12日以上 の就労	日4時間以上の就労を常態としている。	15	15
	3. 内定	週5日以上 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	25	25
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	24	24
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	23	23
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	22	22
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	21	21
週4日以上 週5日未満 の就労		日8時間以上の就労を常態としている。	23	23	
		日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	22	22	
		日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	21	21	
		日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	20	20	
		日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	19	19	
週3日以上 週4日未満 の就労		日8時間以上の就労を常態としている。	21	21	
		日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	20	20	
		日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	19	19	
		日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	18	18	
		日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	17	17	
②妊娠・出産	出産予定日の属する月が入園を希望する月(以下「入園希望月」という。)又は入園希望月の前2月若しくは後2月の場合。		25	25	
	出産予定日の属する月が入園希望月の3月以上後の場合。		15	15	
③疾病	入院	1月以上の入院が必要な場合。 ※入園希望月に入院予定も含む。	30	30	
		精神性、感染性疾患、常時臥床により、3月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合。	30	30	
	居宅	1月上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	27	27	
		上記以外の疾病等により、1月以上の加療を要し、保育が困難な場合。	22	22	
④障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A、A、Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。		30	30	
	身体障害者手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合。		26	26	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。		24	24	
⑤親族等の介護又は看護	病人や障がい者・要介護・要支援状態にある者の親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合。				
⑥災害復旧作業	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事している場合。				
⑦求職活動	求職活動を行っている。(書類等により証明できる場合に限る。)		10	10	
⑧就学又は技能取得	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学(内定を含む)しているため、保育が困難な場合。				
⑨虐待その他特例	虐待その他保育が必要であると特に市長が認めた場合。				

備考 1 基準指数は、子どもを現に監護している保護者2人(原則、父母)の基準指数を合算したものとす。現に監護する保護者が1人の場合については、(3)優先保育の基準の定めるところにより、調整する。

2 事由①に定める就労時間は、労働基準法その他の法令の定めるところにより取得する休憩等の時間を含むものとする。

3 不規則勤務等により、事由①に定める細目によりがたい場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

4 保護者のうち、就労し、かつ、妊娠している母(出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前2月若しくは後2月に該当する者に限る。)の保育を必要とする事由の決定については、別に定めるところによる。

5 事由⑤、⑥及び⑧に該当する場合は、事由①の細目1に準ずる。

6 事由⑨に該当する場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

## (2) 保育の必要性の基準の調整

番号	保育の必要性の基準の調整事項	調整指数
1	65歳未満の同居の祖父母等がある世帯の場合。(保育を必要とする事由が求職活動の場合に限る。)	-1
2	65歳未満の同居の祖父母等がある世帯で、当該祖父母等が傷病又は障がい有する場合。(書類等により証明できる場合に限る。)	1
3	入園待機期間が連続して1年以上(入園希望月から連続した期間)の場合。	1
4	入園待機期間が連続して2年以上(入園希望月から連続した期間)の場合。	2
5	保育園の利用決定後に入園を辞退した場合。(入園希望月の属する年度内継続する。)	-2
6	保護者が3月以上6月未満の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている者を除く。)	-5
7	保護者が6月以上12月未満の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている者を除く。)	-10
8	保護者が12月以上の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている者を除く。)	-20
9	入園希望月の1日までに転入予定の方で、転入先住所等が確認できる書類がない場合。	-10

※追加

備考 保育の必要性の基準の調整事項の指数は、和光市子ども・子育て支援会議において決定する。

## (3) 優先保育の基準

番号	保育の優先事項	優先指数
1	前年度住民税非課税のひとり親家庭(離婚調停中を含み、別居のみは除く。)に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	8
2	前年度住民税課税のひとり親家庭(離婚調停中を含み、別居のみは除く。)に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	6
3	前年度住民税非課税のひとり親家庭(離婚調停中を含み、別居のみは除く。)に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	4
4	前年度住民税課税のひとり親家庭(離婚調停中を含み、別居のみは除く。)に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	2
5	現に監護する保護者が1人の場合(他の保護者が単身赴任・別居により子どもを監護することができない場合を含む。)	30
6	生活保護法の適用を受けている世帯で、かつ、保護者の就労により自立が見込まれる世帯(就労支援員等・ケースワーカーによる就労支援を受けている及び公共職業安定所に求職申し込みを行っている世帯を含む。)に属している子ども。	2
7	生計を維持するために就労していた保護者が倒産・解雇による失業や傷病等により退職し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯(生活保護法の規定による生活補助を受けている世帯を除く。)に属している子ども。	2
8	保護者から虐待を受けている又は受けたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われ、市が虐待を受けた保育を必要とする子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っている子ども。	※
9	保護者の経済的又は身体的な事由により、保育を必要とする子ども及びその保護者に対し、母子保健相談事業による支援その他必要な支援を市が継続的に行っている子ども。	※
10	身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する4級以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。	※
11	療育手帳の交付を受けている又は埼玉県療育手帳制度要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。	※
12	入園希望月の末日の前日までに保護者の育児休業の期間が満了する子ども。	1
13	保育園等に入園することができなかったことを理由に保護者が育児休業を延長している子ども。	1
14	兄弟姉妹が在園している園への入園(転園)を希望する子ども。	2
15	兄弟姉妹が第一希望で同一の園への入園(転園)を希望する子ども。	1
16	市内の地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)、市内の家庭保育室(地域型保育事業に移行する家庭保育室に限る。 )又は和光駅前保育園により保育を受けている子どもで、当該保育の終了後に連携施設(連携施設が整備されていない場合は希望園)において保育を受けようとする子ども。	※
17	現に市外の認可保育園(市外小規模保育施設含む。)、市外の認定こども園又は幼稚園において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育又は教育を受けており、在室証明書を提出している子ども。	1
18	現に認可外保育施設(認証保育施設含み、地域型保育事業所を除く。 )又は一時保育室において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育を受けており、在室証明書(みなみ・しらこ・しもにいくらで一時保育室を利用している場合は、不要)を提出している子ども。ただし、保護者のいずれかが育児休業を取得している場合を除く。	2
19	現に認可外保育施設(地域型保育事業に移行する施設を除く。 )において保育を受けている子どものうち、年齢等により引き続き当該施設において保育を受けることができなくなる子ども。	2
20	保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事するものとして市内認可保育施設において1年以上継続して勤務(内定含む)する場合	5
21	上記以外の場合で、緊急に保育の必要があると市長が認める子ども。	※

※追加

備考 1 保育の優先事項の指数は、和光市子ども・子育て支援会議において決定する。

備考 2 ひとり親家庭とは、条例第5条第1号に規定するひとり親家庭をいう。

備考 3 事業所内保育事業により保育を受けている子どもが番号16及び18に該当する場合は、地域枠の子どもは番号16を、従業員枠の子どもは番号18を適用する。